

日韓領土問題再考

—竹島／独島—

秋 月 望

● 現 況

1996年2月、日本政府が国連海洋法条約の批准・承認を目指して200カイリの「排他的経済水域」を日本海に全面設定する方針を固めたことが報じられた⁽¹⁾。これを契機に、この日本の動きを「独島への日本の再侵略行為」であるとして韓国で対日批判が高まったことは周知の通りである。竹島／独島の領有権をめぐる日韓の対立は、日本の敗戦以降、日本と韓国の国交正常化交渉から日韓基本条約の締結を経て、今日に至るまで存在し続けているのであり、その意味では特に新たな懸案・紛争が生じたというわけではない。

すでに韓国では、日本の教科書問題で対日批判が高まった1982年に、「ドクトヌン ウリタン（独島は我らの地）」⁽²⁾というディスコ調の曲が大流行し、また、1950年代の独島（竹島）をめぐる日韓間の摩擦を描いた「独島守備隊」というテレビドラマが放映されるなど、日韓間の領有問題に対する関心が極度に高まった時期があった。竹島／独島の領有権をめぐる日韓間の軋轢については、韓国社会全体がその存在を熟知しており、「独島は韓国領」「日本の領有主張は侵略行為」という観念は議論の余地のないものとして定着して久しい。その日常的関心度は、日本社会のそれと比べて比較にならないほど高い。

竹島／独島そのものは、北緯37°09′東経131°55′に位置する二つの岩石島と数十個の岩礁からなるわずか0.23km²の土地に過ぎないが、その周辺の海域の帰属も絡んで日韓両国政府ともに強くその領有権を主張してきた。さらに韓国側には、日本の植民地とされたという歴史的記憶から、日本との領土問題では絶対に譲れないという

強い民族感情もある。

韓国で領土の問題が具体的かつ現実の外交問題となっているのは、独島（竹島）だけであるが、中朝国境の北側に広がる「間島」（現在の中国吉林省延辺朝鮮族自治州とほぼ重なる地域）についても、韓国の民族感情からは「(回復すべき)失地」として意識されている。また、対馬についても韓国領であるとの主張も根強い。

● 1945年以降の経緯

1945年の日本の敗戦で朝鮮半島が日本の植民地から解放され、連合軍総司令部は1946年1月29日付け覚書で日本から政治的・行政的に分離される地域を指定し、この島も沖縄・奄美・小笠原諸島などとともに日本から分離された。1948年8月15日に分断状態のまま南半部に大韓民国が樹立されると、初代大統領李承晩は、「対馬の返還」を日本に求める意向を明らかにした⁽³⁾。その後、1951年9月8日に調印されたサンフランシスコ平和条約の第2条a項では、「日本国は朝鮮の独立を承認し、済州島・巨文島および鬱陵島を含む朝鮮に対する全ての権利・権限及び請求権を放棄する」となっており、問題の竹島／独島は明記されていない。日本はこの点を日本領である根拠の一つとし、韓国は独島（竹島）は鬱陵島の付属島嶼だとの解釈に立って韓国領である根拠としている。また、1952年1月には韓国が「隣接海洋に対する主権宣言」を出し、これに基づいて設定した所謂「李承晩ライン」の内側（韓国側）に竹島／独島を組み込んだ。日本政府は覚書や口上書で日本の領有権を主張したが、韓国はこれに不同意を通告した。

こうした状況の下で、1951年10月10日から

日韓国交正常化交渉予備会談が始められ、1952年2月15日から1965年6月22日まで7回にわたって行われた日韓会談において、日韓両国はそれぞれの立場から竹島／独島領有についての主張を展開した。ただ、領土問題としてではなく、主として漁業権に関する分科会でこの問題は論議された。朴正熙が政権を奪取した後の1962年になって、日本側（大平正芳）は国際司法裁判所への提訴案を出したが、韓国側（金鍾泌）は第3国の仲裁を主張して平行線をたどった。最終的に「日韓基本条約」調印とともに日韓間で交わされた「紛争解決に関する交換公文」で、解決への平和的努力が確認されたが、帰属問題の結論は先送りにされ、今日に至っている。

● 両国政府の主張と学術研究

この問題に関しては、外務省条約局の調査官であった川上健三が日本政府の主張を裏付けるための詳細な研究をまとめた『竹島の歴史地理的研究』（1966 古今書院）を出している。韓国側では、1975年に大韓民国駐日公報館が編纂した『独島問題』が韓国政府の主張を簡便にまとめている。また、目録類として、梁泰鎮編『独島関係文献目録』（1978 国土統一院資料管理局）、大口里子「竹島（独島）関係資料目録」（国会図書館『アジア・アフリカ資料通報』17巻11号 1980）などが出された。その後も両国でいくつかの研究成果が出されている⁽⁴⁾。

韓国とは対照的に、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）は、この竹島／独島の領有権問題について特に言及してこなかった。しかし、1996年8月12日になって外務部スポークスマンが日本の領有権主張を非難する声明を発表し、続いて社会科学院歴史研究所のリ・ジョンヒョン室長が日本の領有主張に反駁する論文を発表した⁽⁵⁾。その内容は韓国側の主張との共通点が多い。

ここでは、紙幅の関係で双方の主張を詳述することは避けるが、日本、韓国、それに北朝鮮の論拠はおおむね次のように整理することができよう。

(1) 前近代における歴史史料の記述、前近代における日本と朝鮮の交流・交渉史、前近代から近代へかけての地図への記載などをめぐる考証。

(2) 近代以降、言い換えれば「万国公法」と呼ばれた国際法の秩序が東アジアに浸透した、あるいは浸透しつつあった中で、日本が1905年3月22日の島根県告示第50号で竹島（独島）を隠岐島司の所管とする告示を出したが、この告示の国際法的な意味での合法性と有効性の問題。

(3) 日本の植民地支配の終結と東西冷戦構造のはじまりの中で、新たな主権国家の枠組みの再編成のプロセスで生じた問題。

以上のように整理することができよう。

本稿では、東アジアの近代化プロセスという視点から、主として(1)と(2)の問題を中心に従来の政府主張や研究の問題点を指摘したい。

(1)は三つの類型に分類することができる。

一つは、この島についての文献資料の古さ、すなわちどれだけ昔から記録されていたかという点に焦点をあてた論議である。韓国の場合には、『三国史記』に登場する「于山国」にこの竹島／独島を比定し、それ以降の地誌等への記載を自国領有の根拠として取り上げている。ただ、地理的な知識の正確度と周辺島嶼に対する関心のありようなどが明確にされないままの憶測による比定の域を出ていないきらいもある。

二つ目は、日本列島と朝鮮半島の交流・交渉の歴史をたどることで前近代の領有関係を明らかにせんとする試みを挙げることができる。中世から近世にかけて、山陰の漁民は、現在の竹島（独島）を「松島」と呼び、鬱陵島を「竹島」と呼んでいた。さらに1849年にフランスの捕鯨船リアンクール号がこの岩石島にリアンクール岩との名称を付け、その後日本側の山陰の漁民は「リャンコ島」と呼ぶようにもなっている。日本側の呼称が変わったことも論議を複雑にしているといわれる⁽⁶⁾。一方、朝鮮政府は、倭寇対策の意味もあってこの時期から全土で「空島政策」をとり、辺境の島々への居住や渡航を禁止した。

1618年に、伯耆国の大谷・村川両家が幕府から現在の竹島（独島）を拝領し、漁業の拠点や避

難地として利用し始めた。日本側の漁民は空島化された鬱陵島まで足をのばし、朝鮮側の漁民との摩擦が増大した。17世紀後半以降、江戸幕府は対朝鮮窓口となっていた対馬藩を通して朝鮮側に出漁の禁止を求め、また朝鮮側も民間人の安龍福が独自に日本と交渉するなど、双方はそれぞれの権利を主張した。しかし、この島の帰属については双方に合意がないままであった。

三つ目は、上述の(2)を念頭において、国際法上の「先占権」「無主の地」であったか否かに焦点を当てた論議である。詳しくは後述する。

次に、上に挙げた(2)にかかわる事実関係を概述する。

1904年9月に、島根県人中井養三郎が「リャンコ島領土編入並に貸下願」を内務大臣・外務大臣・農商務大臣に提出した。漁業のみならずアザラシの捕獲地や鬱陵島の木材伐採の足がかりとして利用価値があったからである。閣議はこれを受けてこの島を日本の所属とし、1905年3月22日の島根県告示第50号でこの島を竹島として隠岐島司の所管とすることを告示した。翌1906年4月には、この事実が鬱陵島郡守に通知されている。

この時期は、日露開戦から韓国(大韓帝国)の主権を日本が奪取していく、まさにその過程上にあった。また、対露戦争遂行上の戦略的要請から、特に日本海軍の意向が強く反映した「侵略行為」とする論考もある⁽⁷⁾。1904年8月の第1次日韓協約で日本の顧問による強権的干渉統治が行われるようになったなかで、韓国はこの島根県告示に対して抗議はおろか、何らの措置をとることもできなかったのは事実である。韓国では、この竹島(独島)の日本領土編入を後の日韓併合の具体的第一歩とする見方が支配的である。

その後、1910年の日韓併合によってこの島の帰属問題は表面的には消滅したかたちになった。

敗戦後の日本政府の主張では、1905年の島根県告示をもって「先占権」の行使と見なし、日本は1905年に国際法的に合法かつ有効な領有宣言をしたとする。言い換えれば、日本政府は、竹島/独島が「無主の地」であったことを前提とし

ているのであり、近代以降の東アジアでは国際法に則った手続きが何よりも優先するという発想に立脚しているともいえる。一方、韓国サイドの主張は、「先占権」の前提条件となる「この島が無主の地であったか」という点について『世宗実録地理志』や『新增東国輿地勝覧』の記述、『肅宗実録』に記録された安龍福の事跡を引きながら、前近代における領有意識の存在を示して「先占権」主張に反駁しようとしている。さらに前述した1905年当時の日本の外交権侵害の時代環境も、日本の領有告示の無効性の根拠とされている。

●領有問題に関する論議の問題点

竹島/独島の領有権をめぐるこれまでの研究や論点を検証すると、それぞれの立場からの歴史事実の掘り起し——特に前近代の歴史事実について——が、今日の国際法上の領土や領有の判断材料として有効性を持ち得るという了解の上に行われているという傾向が顕著に見られる。

東アジア前近代の秩序・価値観・領土領有意識——総じていえば華夷秩序のもとでの世界観——が、近代以降の国際法的な国際秩序に如何に引き継がれるのか、あるいは引き継がれないのかという検証はもとより、そうした視点すら希薄であるといわざるを得ない。

前近代の東アジアは、華夷的秩序(朝貢システム)——それに従順であるか異端的行動をとっていたかを問わず——のもとで完結する世界として存続していた。東アジアの近代は、その完結した世界への新たな秩序——国際法秩序あるいは条約システムと呼ばれる——の参入と旧秩序の蚕食によって進んだという側面を持つ。

前近代においては、日本側にも朝鮮側にも国際法でいう今日的な意味での「領有権」という概念はなかった。特に、日本の統治の基本は主として土地に対するものであり、朝鮮の統治は主として人に対するものであった。狭小で無人、そして自分たちの世界——華夷的な世界観に立脚した国——の辺境部に位置するに過ぎないこの島に対し

て当時の統治者・為政者の意識が低いレベルにとどまっていたのは当然といえば当然である。朝鮮の場合、1885年に巨文島がイギリスによって占拠されるという事件が起こるが、朝鮮政府は当初この巨文島の位置を把握できず混乱をきたした。こうした事実は、19世紀後半段階での朝鮮の統治者の辺境部に対する地理的関心の低さを示すものであるが、同時に、地理的情報の欠如に関わらず巨文島が自己のテリトリーに属するという意識は明確に存在していたことも示している。

こうした辺境意識は、主権国家の横並びの関係としての国家間秩序を基本とする万国公法（国際法）の国際秩序の受容とともに変化していった。そこでは、自国の主権の及ぶ範囲と隣接する他の主権との境界線、すなわち国境が極めて重要な意味を持つからである。

現代の中国の国境紛争が、旧秩序の中での「華」と「夷」との接線での摩擦に起因するのではなく、近代におけるフランス・イギリス・ロシアの中国の周縁部への浸透に端を発しているという事実も、「国境」や「領土」「領有」に関わる問題が、旧秩序内の矛盾からではなく新たな秩序との接触が契機となっていることを示すものといえる。

にもかかわらず、日本でも韓国でも、華夷秩序のもとでの歴史事実をもって国際法秩序の事例の適否を論証しようとする傾向が見られる。この点は看過すべきではなからう。

華夷秩序と国際法秩序が錯綜する中で侵略的な領土再編成が行われた例として、所謂「琉球処分」を挙げることができよう。1879年に、明治政府は琉球を日本の領土に組み入れたが、その大義名分は「琉球が薩摩藩に朝貢していた」というものであった。「朝貢」という旧秩序の事象を新しい別の秩序に「領土」というかたちで無理矢理継承させたものに他ならない。

また、明治憲法下の日本の侵略的教育政策で、「任那日本府」や「神功皇后の朝鮮征伐」といった「旧秩序の歴史」を植え付ける教育を行い、近代日本の朝鮮侵略を正当化しようとしたが、これも教育される側とする側双方に前近代の歴史事実を近代以降の国家関係、国際秩序にそのまま投影

させることができるという幻想が存在した——いまだに存在し続けているといわざるを得ないが——ためである。

一方、韓国の対馬領有の主張にも同様の論理がみられる。

朝鮮は、倭寇対策の一環として、対馬に対して米や綿布を給付していた。対馬の困窮が倭寇発生の一因と考えたからである。特に対馬に許して釜山に倭館を置かせていたのも、そうした懐柔的な意味合いからであった。そうした経緯もあって、厳原藩主（対馬島主）宗氏は江戸幕府の朝鮮に対する唯一の窓口となっていたが、日本から朝鮮に送る公文書には必ず朝鮮から受領していた「図書」、すなわち印鑑を押して送付していた⁶⁾。

ちなみに、明治維新の直後、「大政奉還」を朝鮮に伝えるため、明治新政府の指示で対馬が朝鮮に送った公文書にはこの「図書」を使用せず、日本側で鑄造した印鑑を用いた。このことも朝鮮が公文書の受け取りを拒否した理由の一つであった。

こうした経緯から、韓国には「対馬は朝鮮に朝貢していた」という歴史理解がある。韓国の国史事典の「テマド」の項には「高麗時代から我が国に朝貢していた」と明記されている⁷⁾。

確かに、対馬の対朝鮮関係の形式は、朝貢システムの秩序に準じたもので——特に印というのは朝貢システムでも核心部分をなす——、「朝貢していた」という理解が誤りだとはいえない。しかし上述のように、「朝貢」というのはあくまでも華夷秩序のもとでの関係の形態であって、決してそのまま国際法秩序のもとでの領有関係を規定するものではない。

韓国の対馬領有意識を支えるもう一つの論理は、韓国が対馬「征伐」をやって、対馬を屈服させた歴史を持つという歴史意識だといえよう。

朝鮮は何度か対馬に軍事侵攻しているが、最も有名なのは「己亥東征」と呼ばれる1418年の事件である。この頃、対馬の凶作に起因する倭寇の再発があり、それを根絶するという名目で対馬に対して朝鮮軍が軍事行動を行った。

また、前述した中国の東北部（「間島」）に対す

る領有意識の背後にも、「高句麗の故地」「渤海の故地」といった歴史意識とともに、「女真征伐」の歴史、すなわち豆満江を越えての軍事侵攻についての歴史意識や歴史理解があるといえる。

日本による琉球の領土編入や朝鮮半島侵略の正当化論理にみられる華夷秩序下での事象——朝貢や「征伐」という名の軍事行動——を国際法秩序の中にそのまま反映させることができるはずだという領有の論理は韓国にも見られる。

●今後の課題

現在、韓国は独島（竹島）に海洋警察を常駐させており、この島に本籍を移した民間人も出ている。一方、日本側は1年に一回海上保安庁の巡視艇が韓国の主張する領海内に入り、領有主張を放棄していない意思表示としてきた。こうした日本側の領有権の主張、あるいは行動——韓国側からみても領海侵犯——について、韓国ではこれを「近代日本による韓国侵略の継続」、あるいは「侵略的発想の残滓」と報じられている。

竹島／独島に関する前近代の歴史叙述、歴史事象の掘り起しや、国際法上の法的有効性や手続きについての研究・論議の深化が必要であることはいうまでもない。しかし、上述のように、その前提として、東アジアの近代化の問題、すなわち、前近代の華夷秩序の中での統治と国家関係とが近代化のプロセスを通じて国際法秩序にどのようにつながっているのかを子細に検証する必要がある。そうした検証なしに前近代の歴史事象を継承させた結果が近代日本の近隣地域への侵略の正当化の論拠として利用された事実を忘れるべきでは

なからう。

少なくとも、東アジア近代史におけるこうした旧秩序と新秩序とのせめぎ合いのプロセスに対する考察の重要性を認識することが必要であろう。そうした視点の欠落した領有議論は、いたずらに自己の主張への固執をもたらすのみであり、外交掛け引きに利用される研究になりかねない。

注

- (1) 日本の各日刊紙は、2月2日に報じている。
- (2) チョン・クァンテ作詞・作曲。この曲は1996年に「D 際二徳 (DJ DOC)」というグループによってリバイバルした。旧バージョンの歌詞の「対馬は日本の地」という部分が新しいバージョンでは「対馬はともかく」あるいは「対馬も我々の地」となっている部分がある。
- (3) 李度晟『実録・朴正熙と韓日会談』（ソウル：ハンソン出版 1995年6月）p.342
- (4) 梶村秀樹「竹島=独島問題と日本国家」（『朝鮮研究』182号 1978）、堀和生「1905年日本の竹島領土編入」（『朝鮮史研究会論文集』No.24 1987）、川上健三『竹島に関する韓国側主張と事実関係』（1989）、崔書勉「古地図から見た独島」（『統一日報』1981年5月27日～29日）、金明基『独島と国際法』（ソウル：華学社 1987）など。
- また、韓国では、李鍾俊「独島の領有権に関する研究」（慶熙大学修士論文 1982）、李信成「独島の領有権に関する法的研究」（慶南大学修士論文 1991）、金大明「国際法上の独島の地位」（大邱大学修士論文 1992）などの学位論文も出ている。
- (5) 朝鮮労働党機関紙『労働新聞』1996年8月17日付
- (6) 川上健三前掲書
- (7) 堀和生前掲論文
- (8) 中村栄孝『近代日鮮関係史の研究』（吉川弘文館 1969）
- (9) 李弘植編『完璧 国史事典』（大栄出版社 1976）